【山田町】

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域並びに 騒音及び振動の規制地域の変更について

(案)

騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域並びに 騒音及び振動の規制地域の変更について

1 変更の理由

山田町において、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が変更されたことに伴い、 標記の変更を行うものである。

2 変更案

今回の変更は、騒音及び振動のいずれも、都市計画の用途地域に応じた原則どおりの指定を行うものである(下記4参照)。

3 施行日(予定)

令和3年3月下旬(告示日から施行とする)

4 地域指定の考え方

騒音及び振動規制地域の指定は、騒音規制法及び振動規制法第3条第1項に基づき、原則として、都市計画法の用途地域に準拠して行う。

都市計画法の用途地域制度は、良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的とした制度であり、用途地域は土地の現在及び将来の土地柄を示すものと考えられることから、生活環境の保全という見地から行われる騒音等の規制地域の指定と基本的に一致する。

本県においても原則として下表の区分により規制地域を指定するが、用途地域の定めの無い地域又は下表の区分に従って騒音及び振動の防止が困難な地域にあっては、用途地域の区分にとらわれることなく指定することとしており、その場合は図面により地域を指定している。

なお、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第 33 条第1項に規定する騒音規制地域の範囲及び区域区分は、上記の規制地域によることとしている(振動については、同条例に規定なし)。

用途地域の区分	騒音環境基準類型	騒音規制地域	振動規制地域
第一種低層住居専用地域第二種低層住居専用地域		第1種区域	
田園住居地域第一種中高層住居専用地域	A類型		第1種区域
第二種中高層住居専用地域第一種住居地域第二種住居地域	 B 類型	第2種区域	
準 住 居 地 域	D		
近 隣 商 業 地 域	C類型	第3種区域	第2種区域
準 工 業 地 域 工 業 地 域		第4種区域	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
工 業 専 用 地 域	除外	除外	除外

【山田町に係る変更案】

1 変更の理由

山田地区の用途地域が変更されたため(令和2年10月1日山田町告示第103号)。

2 規制地域の指定方法

騒音環境基準の類型あてはめ地域、騒音規制地域及び振動規制地域の指定は、原則どおり用途地域 に応じて指定する(下表参照)。

「山田町における指定方法]

騒 音	振動
原則どおり	原則どおり

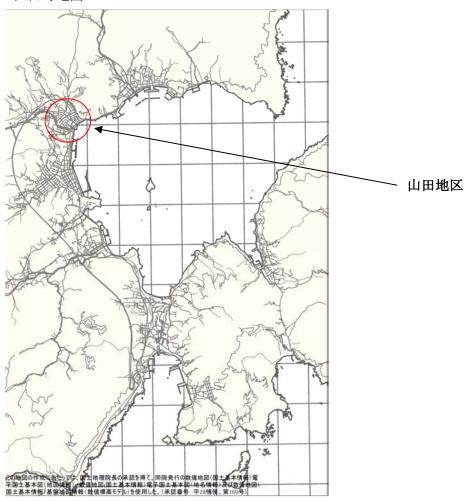
3 環境基準及び各規制地域の今回の変更状況

別添のとおり。なお、別添中の「旧」とは、平成31年4月5日時点の用途地域をさす。

4 その他

4頁に掲載されている地図は、国土地理院発行の2500分1地形図を使用したものである。

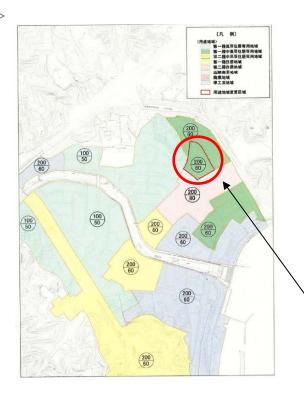
<山田町地図>



【別添】

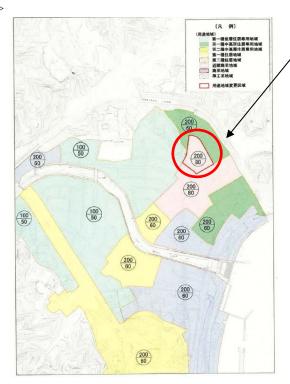
#P C	用途地域の	の変更状況	騒音環	境基準	騒音規	制地域	振動規	制地域
地区	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
山田	第一種中 高層住居 専用地域	近隣商業 地域	A 類型	C類型	第2種 区域	第3種 区域	第1種 区域	第2種 区域

<山田地区(変更前)>



用途地域変更区域

<山田地区(変更後)>



【参 考】

1 規制基準等

(1) 騒音に係る環境基準(環境基本法第16条第1項)

	地 域 類 型	環境基準値(単位:デシベル)		
	地域の区分	昼間 (6~22時)	夜間 (22~6時)	
	一般の地域	55 以下	45 以下	
A	2 車線以上の車線を有する道路に面する 地域	60 以下	55 以下	
	一般の地域	55 以下	45 以下	
В	2 車線以上の車線を有する道路に面する 地域	65 以下	60 以下	
	一般の地域	60 以下	50 以下	
C 2 車線以上の車線を有する道路に面する 地域		65 以下	60 以下	
特例	幹線交通を担う道路*に近接する空間 2 車線以下の道路の端から 15m 2 車線を超える道路の端から 20m	70 以下	65 以下	

^{※ 「}幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道、4車線以上の市町村道、 都市計画法施行規則第7条第1項第1号に規定する自動車専用道路をいう。

(2) 騒音規制法の規定による規制基準等

①特定工場等に対する規制基準 (騒音規制法第4条第1項)

指定地域の		規制基準値(単位:デシベル)			
区域の区分	朝 (6~8時)	昼間 (8~18時)	夕 (18~22 時)	夜間 (22~6時)	
第1種区域	45	50	45	40	
第2種区域	50	55	50	45	
第3種区域	60	65	60	50	
第4種区域	65	70	65	55	

②特定建設作業に対する規制基準(騒音規制法第15条第1項)

(1号基準) 騒音基準	(2号基準) 作業禁止時間		(3号基準) 1日の作業限度時間		(4号基準) 連続作業限度期間		(5号基準) 作業禁止日
独日左毕	1 号区域	2号区域	1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域	17年表示41
85 デシベル	午後7時か ら翌日の午 前7時まで	午後 10 時か ら翌日の午 前 6 時まで	10 時間	14 時間	6	日	日曜日その他の休日

^{※ 1}号区域:指定地域のうち第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内

^{※ 2}号区域:指定地域のうち1号区域以外の区域

③自動車騒音の限度(要請基準)(騒音規制法第17条第1項)

	区域の区分	車線	基準値(単位	: デシベル)
	区域の区分を当てはめる地域	車線	昼間 (6~22時)	夜間 (22~6時)
	第1種区域 第2種区域のうち第一種中高層	1 車線	65	55
a	住居専用地域及び第二種中高層 住居専用地域	2 車線以上	70	65
b	第2種区域のうち第一種中高層 住居専用地域及び第二種中高層	1 車線	65	55
В	住居専用地域を除く区域	2 車線以上	75	70
С	第3種区域及び第4種区域	車線を有する 道路	75	70
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間1 全車線以下の道路の端から 15m2 車線を超える道路の端から 20m		75	70

[※] 市町村長は、自動車騒音が上表の基準をこえていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると 認めるときは、公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るよう要請できる。

(3) 振動規制法の規定による規制基準等

①特定工場等に対する規制基準(振動規制法第4条第1項)

区域の区分	規制基準値(単位:デシベル)		
区域の区分	昼間 (7~20時)	夜間 (20~7時)	
第1種区域	60	55	
第2種区域	65	60	

②特定建設作業に対する規制基準(振動規制法第15条第1項)

(1号基準) 騒音基準	\ - 3	号基準) 禁止時間	(= 🗸 🗆)		(4号基準) 連続作業限度期間		(5号基準) 作業禁止日
瀬 日 卒 中	1号区域	2号区域	1号区域	2 号区域	1号区域	2号区域	
75デシベル	午後7時か ら翌日の午 前7時まで	午後 10 時か ら翌日の午 前 6 時まで	10 時間	14 時間	6	日	日曜日その他の休日

^{※ 1}号区域:指定地域のうち第1種区域及び第2種区域に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別 養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内

※ 2号区域:指定地域のうち1号区域以外の区域

③道路交通振動の限度(要請基準)(法第16条第1項)

豆材の豆八	基準値(単位:デシベル)		
区域の区分	昼間 (7~20時)	夜間 (20~7時)	
第1種区域	65	60	
第2種区域	70	65	

[※] 市町村長は、自動車騒音が上表の基準をこえていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると 認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るよう要請し、公 安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るよう要請できる。

2 関連法令について

環境基本法 (平成5年法律第91号)

第3節 環境基準

- 第 16 条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それ ぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるもの とする。
- 2 前項の基準が、2以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。
 - 一 2以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの 政府
 - 二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に 応じ、当該イ又はロに定める者
 - イ 騒音に係る基準(航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。) の類型を当てはめる地域であって市に属するもの その地域が属する市の長
 - ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事
- 3 第1項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- 4 政府は、この章に定める施策であって公害の防止に関係するものを総合的かつ有効適切に講ずることにより、第1項の基準が確保されるように努めなければならない。

騒音規制法 (昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号)

(地域の指定)

- 第3条 都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。第3項(次条第3項において準用する場合を含む。)及び同条第1項において同じ。)は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、関係町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により地域を指定するときは、環境省令で定めるところにより、公 示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

振動規制法(昭和51年法律第64号)

(地域の指定)

- 第3条 都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。第3項(次条第3項において準用する場合を含む。)及び同条第1項において同じ。)は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、関係町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により地域を指定するときは、環境省令で定めるところにより、公 示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(平成13年12月21日条例第71号)

(地域の指定)

- 第33条 知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、騒音発生施設を設置する工場又は事業場(以下「騒音特定工場等」という。)において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、関係市町村長及び審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 3 知事は、第1項の規定により地域を指定するときは、告示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。